

令和 年 月 日

佐賀県中小企業団体中央会 会長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名

佐賀県自動車整備業生産性向上支援事業費補助金交付申請書

自動車整備業生産向上事業を実施したいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県自動車整備業生産性向上支援事業費補助金交付要綱の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 補助対象要件 賃金UP ・ 売上高等減少
(どちらかに○をつける)

2. 補助金申請額

金		円
---	--	---

3. 事業計画名

4. 補助事業の目的

5. 事業計画の概要

6. 補助事業により期待される成果（効果を分かりやすく具体的に記載すること）

7. 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分（単位：円）

事業区分		補助対象事業の内容	補助対象経費の金額（税抜）	補助率	補助金額 ※千円未満の端数がある場合は切捨て
生産性向上に資する事業	① 業務効率化				
	② 人材確保				
	③ その他				
合 計				2/3	

（注１）「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費をいう。

（注２）「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費をいい、税抜金額を記入すること。

（注３）「補助金額」は、合計で 200 万円を上限とする。

8. 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

9. 収支予算書

（１）収入の部（資金調達内訳）（単位：円）

区 分	予算額	資金調達先
自己資金		
補助金		佐賀県自動車整備業生産性向上支援事業費補助金
借入金		
その他		
合 計		

(2) 支出の部 (単位: 円)

補助事業の内容	補助事業計画額		補助金 算定額 ※千円未満の端数がある場合は切捨て (C) = (B) × 2/3	補助金 申請額 (D) <u>補助上限額 200 万円</u>
	補助事業に 要する経費 (税込) (A)	補助対象経費 (税抜) (B)		
① 業務効率化				
② 人材確保				
③ その他				
合 計				

(注 4) 「補助事業に要する経費」は、税込金額を記入すること。

(注 5) 「補助対象経費」は、税抜金額を記入すること。

(注 6) 「補助金算定額」には、「補助対象経費」に補助率 (2/3) を乗じた額を記入すること。

(注 7) 「補助金申請額」とは、「補助金算定額」の範囲内で補助金の交付を希望する額

10. 申請時の確認事項

チェック欄	確認事項
☐	今回の補助事業に要する経費について、国、本県又は他の自治体が実施する補助金の対象経費としていない。
☐	補助事業を行うため 20 万円（税抜）以上の売買、請負、その他の契約をする場合、2 者以上の見積もりを徴取している。 ※ 2 者以上の見積もりを徴取することが困難又は不適當である場合は、理由書（別紙 1）を提出することで一者選定によることができる。
☐	補助事業を行うため中古設備を導入する場合、3 者以上の中古品流通業者から型式や年式が記載された見積りを徴取している。
☐	次のいずれにも該当する者でないこと。 （１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業（当該営業の受託営業を含む。）に該当する事業を行う事業者 （２）法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に規定する公共法人、政治団体、宗教上の組織又は団体、その他本補助金の趣旨・目的に照らして適當でないと中央会が判断する者
☐	自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。 （１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） （２）暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） （３）暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者 （４）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者 （５）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者 （６）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 （７）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

11. 添付資料（添付している資料に☑）

必須	チェック欄	資料
○	☐	事業者情報書（様式１－１）
必要に 応じて	☐	履歴事項全部証明書（写しでも可） （申請日の３か月以内のもの）※法人事業者のみ
必要に 応じて	☐	所得税及び復興特別所得税の確定申告書 第一表の写し （直近申告分）※個人事業者のみ
○	☐	誓約書（様式１－２）
○	☐	事業経費の内容と金額が確認できるもの（見積書、カタログ等）
○	☐	補助対象事業者を証するものの写し （地方運輸局から認証を受けていることが分かる認証書または認証標識）
○	☐	従業員数を確認できる書類の写し （労働保険概算 増加概算 確定保険料申告書 等）
必要に 応じて	☐	一者選定理由書（別紙１）
必要に 応じて	☐	県外企業と契約する理由書（別紙２）
必要に 応じて	☐	交付決定日前の発注等理由書（別紙３）
賃金Ｕ Ｐ要件	☐	補助対象要件確認書（賃金ＵＰ要件）（様式１－３）
○	☐	賃金台帳の写し（引上げ前と引上げに伴う賃金の支払いが発生した最初の月） ※１引上げ前とは引上げの基準となる月の賃金台帳です。 ※２引上げ予定で申請をする場合は引上げ前の賃金台帳のみ提出してください。
売上減 少要件	☐	補助対象要件確認書（売上減少要件）（様式１－４）
○	☐	売上減少を証明する書類（基準月及び比較対象月の法人事業概況説明書、 基準月及び比較対象月の売上台帳等） 又は基準月及び比較対象月の粗利益減少を証明する書類（試算表等） 又は基準月及び比較対象月の営業利益減少を証明する書類（試算表等）
必要に 応じて	☐	その他、佐賀県中小企業団体中央会が必要と認める書類

事業者情報書

事業者基本情報（該当するものにチェック☑を入れる）

郵便番号	〒				—				
事業者住所									
法人番号									
フリガナ									
事業者名称・屋号									
代表者役職									
フリガナ									
代表者氏名									
代表者生年月日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成				年		月		日
電話番号									
メールアドレス									
本社郵便番号	〒				—				
本社住所									
本社代表者役職									
フリガナ									
本社代表者氏名									
本社代表者生年月日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成				年		月		日
認証番号 (道路運送車両法 第 78 条)									

※県外に本社・本店を置き、佐賀県内に支店を置く者は、右欄（ ）内も記載すること。

資本金	千円	従業員数	人
交付要綱第2条第1項に規定する中小・小規模企業者等に該当	☐ 該当する ☐ 該当しない ※県外に本社・本店を置き、佐賀県内に支店を置く者については、本社が該当するかどうかを確認すること		
連絡担当者氏名 連絡先電話番号 メールアドレス	TEL — —		

【個人情報の取扱に関するご案内】

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀県自動車整備業生産性向上支援事業費補助金の交付のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

誓 約 書

当社（私）は、『佐賀県自動車整備業生産性向上支援事業費補助金』の交付申請を行うに当たり、下記の内容について誓約します。

なお、佐賀県中小企業団体中央会が必要な場合には、佐賀県を通じて佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- ・対象要件を満たしています。
- ・佐賀県自動車整備業生産性向上支援事業費補助金に係る提出書類に記載した事項について、事実と相違ありません。また、添付資料として提出した書類について虚偽はありません。
- ・虚偽又は不正が判明した場合は、補助金の返還等に応じます。
- ・佐賀県中小企業団体中央会から検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の交付を受けた事業者名、対象施設名等の情報を公表されることに同意します。
- ・国、市町村等、他の行政機関が補助金等の支給要件の該当性を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本補助金の申請書及び提出書類に記載された情報を当該行政機関の求めに応じて提供することに同意します。
- ・自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

以上

令和 年 月 日

佐賀県中小企業団体中央会 会長 様

住 所

名 称

代表者名（自署）

※代表者氏名の欄は本人が自署してください

別紙 1（第 10 条関係）

佐賀県自動車整備業生産性向上支援事業費補助金に係る
一者選定理由書

申請者名	
設置場所（店舗名等）	
契約する事業者名	
契約する対象	
メーカー、型番・機種番号等	
一者となる理由を以下から 1 つ選択してチェックしてください。 ☐ オーダーメイド （☐ 県内一者 ☐ 県外一者） ☐ メーカー直販 （☐ 県内一者 ☐ 県外一者） ☐ 特定代理店販売 （☐ 県内一者 ☐ 県外一者） ☐ 県内に取扱業者がない （県外一者選定の場合に限る） ☐ 上記のほか、佐賀県中小企業団体中央会が認めるもの （該当記号_____）	
※経緯や補足説明等を簡潔に記載してください	

（注） 2 者見積書の入手が困難な理由としては、オーダーメイドや、メーカー直販、特定代理店販売により販売経路が限られている場合、県内に取扱業者がない場合又は、下記に掲げる中央会が認める場合となります。

佐賀県中小企業団体中央会が認めるもの

- ア 定価販売品につき随契
購入しようとする物品と同一の品質、規格のものが市販品としてどこにでも販売されており、いずれで購入してもその価格に相違がなく 2 者以上の者から見積書を徴することが無意味と認められるとき。（書籍等）
- イ 中古販売品で 3 者以上の見積書の入手が困難であることから随契
購入しようとする物品と同一の品質、規格、年式のものの在庫があることが極めて稀であり、2 者以上の者から見積書を徴することが不可能と認められるとき。
- ウ 購入店（修繕等）と随契
物品の改良・修繕等がその購入店以外では困難である特段の理由があるとき。（販売特約店等）
- エ 過去の指名競争入札等による契約と同等の随契
過去 6 ヶ月以内において、当該購入予定物品と種類及び数量をほぼ同じくする契約（競争入札又は見積合せの方法で締結した場合）を既に締結したことがある物品について、その後経済上の変動もなく、かつ、購入の相手方が前回の納入単価で納入することについて了承したとき。
- オ 現在履行中の契約と関連した随契
現在履行中の工事、製造又は物件の供給に直接関連する発注であり、当該履行中の契約の相手方である業者に発注することが合理的であるとき。
- カ 長年の取引先であることから随契
長年にわたる取引関係により信頼関係を築いている事業者であり、維持管理も含めた総合的な観点から有利であるとき。

別紙 2（第 10 条関係）

佐賀県自動車整備業生産性向上支援事業費補助金に係る
県外企業と契約する理由書

申請者名	
契約する県外企業名	
住 所 ※本店の所在地	
契約概要(品名等)	
契約額	
県外企業と契約した理由	※経緯や補足説明等を簡潔に記載してください

(注) 県外企業と契約する理由としては、見積徴取する業者が県内に 1 社しかなく、県外企業の見積額が安価であった、または取扱業者が県外しかない場合などです。

)

別紙3（第6条ただし書関係）

佐賀県自動車整備業生産性向上支援事業費補助金に係る
交付決定日前の発注等理由書

申請者名	
事業計画の概要	
交付決定日前に発生した 経費の内容 (機械等の種類、型式を含めて記載すること)	
経費が発生した年月日 既に支払った場合は支払日	
交付決定日前に 発生した費用	
交付決定日前に発生した理由	※経緯や補足説明等を簡潔に記載してください

(注) 交付決定日前に発注等を行った理由としては、交付要綱第13条に規定する早期に発注等を行わないと令和9年1月15日まで（交付要綱第13条）に事業が完了できない（支払いまで完了しない）可能性がある場合や、休憩室を夏場までに整備するには早期の発注が必要だった場合、または資格取得のための技能講習の受講料の支払期限が早かった場合などです。

補助対象要件確認書（賃金UP要件）

（１）事業者規模等要件（事業場単位ではなく、企業全体の内容について記載）

企業名（法人名、屋号等）	
本店所在地	
資本金又は出資の総額	円
企業全体で常時使用する従業員数	人
事業者規模（要綱第 2 条参照）	☐ 小規模（個人） 【補助金額：15 万～200 万円】 ☐ 小規模（法人） 【補助金額：30 万～200 万円】 ☐ 中小企業 【補助金額：50 万～200 万円】
交付要綱第 2 条第 1 項に規定する 中小・小規模企業者等に該当	☐ はい ☐ いいえ

（２）事業場内最低賃金引上げ要件

（２）－ 1 対象者基本情報（今回対象となる事業場に勤務する労働者について記入）

労働者 職位 氏名	
採用年月日（和暦）	____ 年 ____ 月 ____ 日 ☐ 引上げ時点で雇入れ後3か月を経過している
賃金の引上げ年月日（予定含む）	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
引上げに伴う給与支給日（予定含む）	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
退職日（既に退職している場合のみ記入）	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

（２）－ 2 賃金引上げ率算定（「月給の場合」、「日給の場合」、「時給の場合」いずれかを記入）

●月給の場合

	引上げ前	引上げ後（予定含む）
賃金の算定対象期間	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
① 1 か月平均所定労働時間※	時間	時間
② 基本給	円	円
③ 役職手当	円	円
④ 住宅手当	円	円
⑤ その他手当（最低賃金の対象となるものに限る）	円	円
⑥ 時間額 ※小数点以下切捨て	⑦ 円	⑧ 円

(② + ③ + ④ + ⑤) ÷ ①				
賃金引上げ率 ※小数第三位以下切捨て (⑧ ÷ ⑦ - 1) × 100 ≥ 5 %			%	

●日給の場合

	引上げ前				引上げ後（予定含む）			
賃金の算定対象期間	令和 令和	年 年	月 月	日～ 日	令和 令和	年 年	月 月	日～ 日
1日の基本賃金	円				円			
1日の所定労働時間数	時間				時間			
⑨1か月の実労働時間数	時間				時間			
⑩支給金額（最低賃金の対象となるものに限る）	円				円			
⑪時間額 ※小数点以下切捨て （ ⑩ ÷ ⑨ ）	⑫	円			⑬	円		
賃金引上げ率 ※小数第三位以下切捨て （⑬÷⑫ - 1）×100 ≥ 5%					%			

●時給の場合

	引上げ前				引上げ後（予定含む）			
賃金の算定対象期間	令和 令和	年 年	月 月	日～ 日	令和 令和	年 年	月 月	日～ 日
時給（＝⑯時間額）	円				円			
⑭労働時間数	時間				時間			
⑮支給金額（最低賃金の対象となるものに限る）	円				円			
⑯時間額 ※小数点以下切捨て （ ⑮ ÷ ⑭ ）	⑰	円			⑱	円		
賃金引上げ率 ※小数第三位以下切捨て （⑱÷⑰ - 1）×100 ≧ 5 %					%			

※賃金台帳において時間額（時給額）が明記されている場合には、⑰・⑱の欄に直接転記することも可。

※1か月平均所定労働時間＝（365日－年間休日日数）×1日の所定労働時間÷12か月

※同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、当該労働者全員について、賃金を5%以上引き上げること。

※事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合には、その者についても引き上げ前の事業場内最低賃金額から5%以上引き上げること。ただし、その者の賃金額が、引き上げ前の事業場内最低賃金額を5%以上上回っている場合には、この限りではない。

※賃金引上げ率の算定については、上記様式への記入を原則とするが、上記様式での計算が不可能な場合（算定対象期間の途中で給与単価に変更が生じた場合や同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合など）には、その理由を明記のうえ、別途任意の様式により提出すること。

※専従者については、事業場内最低賃金の算定対象者とししない。

※添付する賃金台帳については、引上げ前（引上げの基準となる月）及び引上げに伴う賃金の支払いが発生した最初の月の賃金台帳を提出してください。引上げ予定で申請をする場合は引上げ前の賃金台帳のみ提出してください。

※最低賃金の該当者が複数名いる場合は、該当者全員の「（２）事業場内最低賃金引上げ要件」を記入し、該当者全員の賃金台帳を提出すること。

（２）－３ 佐賀県の地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金の充足確認

令和７年11月21日までに事業場内最低賃金を1,030円以上になっている。	☐
いずれの時点においても佐賀県の地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金を下回っていない。	☐

補助対象要件確認書（売上高等減少要件）

（１）事業者規模等要件（事業場単位ではなく、企業全体の内容について記載）

企業名（法人名、屋号等）	
本店所在地	
資本金又は出資の総額	円
企業全体で常時使用する従業員数	人
事業者規模（要綱第2条参照）	☐ 小規模（個人） 【補助金額：15万～200万円】 ☐ 小規模（法人） 【補助金額：30万～200万円】 ☐ 中小企業 【補助金額：50万～200万円】
交付要綱第2条第1項に規定する 中小・小規模企業者等に該当	☐ はい ☐ いいえ

（２）売上・粗利益減少要件（「売上減少の場合」、「粗利益減少の場合」いずれかを記入）

●売上減少の場合

①令和5年10月～令和8年3月までの連続する3ヶ月の売上高	令和 年 月 円	②令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の売上高	令和 年 月 円
	令和 年 月 円		令和 年 月 円
	令和 年 月 円		令和 年 月 円
	合計 円		合計 円
売上高減少率＝（ 1 － ① ÷ ② ） × 100 ≥ 10 %			%

（注）当該月の売上高が負の場合は「0」と記載すること。

●粗利益減少の場合

①令和5年10月～令和8年3月までの連続する3ヶ月の粗利益額	令和 年 月 円	②令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の粗利益額	令和 年 月 円
	令和 年 月 円		令和 年 月 円
	令和 年 月 円		令和 年 月 円
	合計 円		合計 円
粗利益額減少率＝（ 1 － ① ÷ ② ） × 100 ≥ 3 %			%

（注）当該月の粗利益額が負の場合は「0」と記載すること。

※この補助金における比較月の額については、期首・期末有高を加減算することを要しない。

※製造原価計算書の作成がないとき、又は、売上原価の計算が示されていないときは、売上高から仕入額を減じた金額とすることで差し支えない。

※法人にあっては、比較月の売上高の額は、法人事業概況説明書に記載の「売上（収入）金

額」とすること、並びに、青色申告を行う個人にあつては、比較月の売上高の額は、「所得税青色申告決算書」に記載された「売上（収入）金額」とすることで差し支えない。）

※売上高及び粗利益額が「0」としている月がある場合は、次の表の備考欄の記載をお願いします。

○比較月に「0」がある理由記載欄

「0表示」の年月	備考欄
令和 年 月 円	
令和 年 月 円	
令和 年 月 円	

●営業利益減少の場合

①直近年度の営業利益額	令和 年度	②過去4年度のいずれかの営業利益額	令和 年度
	円		円
営業利益額減少率＝（ 1 - ① ÷ ② ） × 100 ≧ 3 %			%

※法人にあつては、法人事業概況説明書における「営業損益」（又は損益計算書における「営業利益」）とすること。

個人にあつては、青色申告を行う個人は、「所得税青色申告決算書」に記載された「差引金額」（③）とすること、並びに、白色申告を行う個人にあつては、収支内訳書における「所得金額」（②）とすること。

令和 年 月 日

佐賀県中小企業団体中央会 会長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名

佐賀県自動車整備業生産性向上支援事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け R8 佐自整発第 号により交付決定の通知があった佐賀県自動車整備業生産性向上支援事業費補助金について、下記の理由により事業の内容又は経費の配分を変更し【金 円の（減額承認）を受け】たいので、佐賀県自動車整備業生産性向上支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

※ 変更後の収支予算書を添付すること。

令和 年 月 日

佐賀県中小企業団体中央会 会長 様

申請者 住 所
 名 称
 代表者名

佐賀県自動車整備業生産性向上支援事業費補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け R8 佐自整発第 号により交付決定の通知があった佐賀県
自動車整備業生産性向上支援事業費補助金について、下記の理由により中止（廃止）したいので、
佐賀県自動車整備業生産性向上支援事業費補助金交付要綱の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）する理由

2 中止の期間（廃止の時期）

令和 年 月 日

佐賀県中小企業団体中央会 会長 様

申請者 住 所
 名 称
 代表者名

佐賀県自動車整備業生産性向上支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け R8 佐自整発第 号により補助金交付決定の通知があった佐賀県自動車整備業生産性向上支援事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県自動車整備業生産性向上支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の目的

2 事業計画の概要

3 事業の成果

4 補助金交付〔変更〕決定額 金 円

5 補助事業の内容及び補助事業に要した経費の実績（単位：円）

事業区分		補助対象事業の内容	補助対象経費の金額（税抜）	補助率 2/3	補助金額 ※千円未満の端数がある場合は切り捨てる。
生産性向上に資する事業	①業務効率化				
	②人材確保				
	③その他				
合 計					

（注１）「補助事業に要した経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費をいう。

（注２）「補助対象経費」とは、「補助事業に要した経費」のうちで補助対象となる経費をいい、税抜金額で記入すること。

（注３）「補助金額」は、合計で 200 万円を上限とする。

6 事業完了年月日 令和 年 月 日

7 収支決算書

(1) 収入の部 (単位：円)

区分	予算額	決算額	資金調達先
自己資金			
補助金			佐賀県自動車整備業生産性向上支援補助金
借入金			
その他			
合計			

(2) 支出の部 (単位：円)

区分	補助事業実績額		補助金算定額 ※千円未満の端数がある場合は切り捨てる。 (C)=B×2/3	補助金額
	補助事業に要した経費 (税込) (A)	補助対象経費 (税抜) (B)		(D)
①業務効率化				
②人材確保				
③その他				
合 計				

(※5)「補助事業に要した経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費をいい、税込金額を記入すること。

(※6)「補助対象経費」とは、「補助事業に要した経費」のうちで補助対象となる経費をいい、税抜金額を記入すること。

(※7)「補助金算定額」には、「補助対象経費」に補助率を乗じた額を記入すること。

8 添付資料【全補助対象者】

必須	チェック欄	提出書類
○	☐	補助対象経費を支出したことが分かる領収書等の写し
必要に応じて	☐	一者選定理由書（見積合わせを行わなかった場合のみ）
	☐	取得財産写真（第18条に規定する取得財産等を取得した場合のみ）
	☐	県外企業と契約する理由書【県外企業と契約した場合のみ】
	☐	事業場内最低賃金引上げ実績書（様式4-1）【賃金引上げ実績「有」の場合のみ】
	☐	賃金台帳の写し（賃金引上げ前月～直近までの全月）【賃金引上げ実績「有」の場合のみ】
	☐	永久廃車証明書及び導入した車両の車検証の写し【車両購入の場合のみ】
	☐	その他、佐賀県中小企業団体中央会が必要と認める書類

事業場内最低賃金引上げ実績書

(1) 事業場内最低賃金引上げ実績

(1) - 1 対象者基本情報 (今回対象となる事業場に勤務する労働者について記入)

労働者 職位 氏名	
採用年月日 (和暦)	____ 年 ____ 月 ____ 日 ☐ 引上げ時点で雇入れ後 3 か月を経過している
賃金の引上げ年月日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
引上げに伴う給与支給日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
退職日 (既に退職している場合のみ記入)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

(1) - 2 賃金引上げ率実績 (「月給の場合」、「日給の場合」、「時給の場合」いずれかを記入)

●月給の場合

	引上げ前				引上げ後			
賃金の算定対象期間	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日				令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日			
① 1 か月平均所定労働時間※	時間				時間			
② 基本給	円				円			
③ 役職手当	円				円			
④ 住宅手当	円				円			
⑤ その他手当 (最低賃金の対象となるものに限る)	円				円			
⑥ 時間額 ※小数点以下切捨て ((②+③+④+⑤) ÷ ①)	⑦	円			⑧	円		
賃金引上げ率 ※小数第三位以下切捨て (⑧ ÷ ⑦ - 1) × 100 ≥ 5 %					%			

●日給の場合

	引上げ前				引上げ後			
賃金の算定対象期間	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日				令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日			
1 日の基本賃金	円				円			
1 日の所定労働時間数	時間				時間			
⑨ 1 か月の実労働時間数	時間				時間			
⑩ 支給金額 (最低賃金の対象となるものに限る)	円				円			
⑪ 時間額 ※小数点以下切捨て	⑫	円			⑬	円		

(⑩ ÷ ⑨)				
賃金引上げ率 ※小数第三位以下切捨て (⑬÷⑫ - 1) ×100 ≧ 5 %			%	

●時給の場合

	引上げ前				引上げ後			
賃金の算定対象期間	令和 令和	年 年	月 月	日～ 日	令和 令和	年 年	月 月	日～ 日
時給（＝⑯時間額）	円				円			
⑭労働時間数	時間				時間			
⑮支給金額（最低賃金の対象となるものに限る）	円				円			
⑯時間額 ※小数点以下切捨て （ ⑮ ÷ ⑭ ）	⑰	円			⑱	円		
賃金引上げ率 ※小数第三位以下切捨て （⑱÷⑰ - 1）×100 ≧ 5%			%					

※賃金台帳において時間額（時給額）が明記されている場合には、⑰・⑱の欄に直接転記することも可。

※1か月平均所定労働時間＝（365日－年間休日日数）×1日の所定労働時間÷12か月

※同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、当該労働者全員について、賃金を5%以上引き上げること。

※事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合には、その者についても引き上げ前の事業場内最低賃金額から5%以上引き上げること。ただし、その者の賃金額が、引き上げ前の事業場内最低賃金額を5%以上上回っている場合には、この限りではない。

※賃金引上げ率の算定については、上記様式への記入を原則とするが、上記様式での計算が不可能な場合（算定対象期間の途中で給与単価に変更が生じた場合や同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合など）には、その理由を明記のうえ、別途任意の様式により提出すること。

※添付する賃金台帳については、引上げ前（引上げの基準となる月）及び引上げに伴う賃金の支払いが発生した最初の月の賃金台帳を提出してください。

※最低賃金の該当者が複数名いる場合は、該当者全員の「（1）事業場内最低賃金引上げ実績」を記入し、該当者全員の賃金台帳を提出すること。

（1）－3 佐賀県の地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金の充足確認

令和7年11月21日までに事業場内最低賃金を1,030円以上になっている。	☐
いずれの時点においても佐賀県の地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金を下回っていない。	☐

申請者 住所
名称
代表者名

令和 年 月 日付け R8 佐自整発第 号により額の確定通知があった佐賀県自動車整備業生産性向上支援事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県自動車整備業生産性向上支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

請求額 金 円

振込銀行名 (ゆうちょ銀行以外)	金融機関名				支店名															
			☐ 銀行 ☐ 金庫 ☐ 組合 ☐ 農協			☐ 店 ☐ 支店(支所) ☐ 出張所														
	金融機関コード【4桁】				支店コード【3桁】															
口座種別	☐ 普通 ☐ 当座		口座番号																	
口座名義 フリガナ																				
口座名義 氏名																				

ゆうちょ銀行	店名コード【3桁】			店番コード【3桁】		
口座種別	普通		口座番号			
口座名義 フリガナ						
口座名義 氏名						

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、佐賀県自動車整備業生産性向上支援事業費補助金の交付のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

様式第 6 号（第 18 条関係）

取 得 財 産 等 管 理 台 帳

財産名	規格	数量	単価（税抜）	金額（税抜）	取得年月日	保管場所	備考

(注) ・ 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上(税抜)の機械、器具、備品及びその他の財産。
・ 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
・ 取得年月日は、検収年月日を記載のこと。

様式第7号 (第19条関係)

令和 年 月 日

佐賀県中小企業団体中央会 会長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名

財産処分承認申請書

佐賀県自動車整備業生産性向上支援事業費補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、佐賀県自動車整備業生産性向上支援事業費補助金交付要綱の規定により申請します。

記

- 1 品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由
- 5 処分財産の写真・図面等 別添のとおり